の申告時期になりました



所得税の確定申告

受付期間 ≥ 2月2日火~3月15日(月) (土日祝日除く)

※2月21日旧・28日印のみ申告書の収受等を受け付けます(現金納付の窓口業務は行いません)。なお、当日 は入場整理券が必要です。入場整理券は当日税務署で配付するほか、LINEでも事前発行します。

受付場所 上尾税務署

- ※白色申告者で事業所得(営業や農業等)、不動産所得、山林所得のある方は、必ず収支内訳書を添付してく ださい。
- ※土地、建物、株式等の譲渡、贈与および消費税等は、直接上尾税務署に申告をしてください。所得税の確定 申告について詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

e-Taxをご利用ください

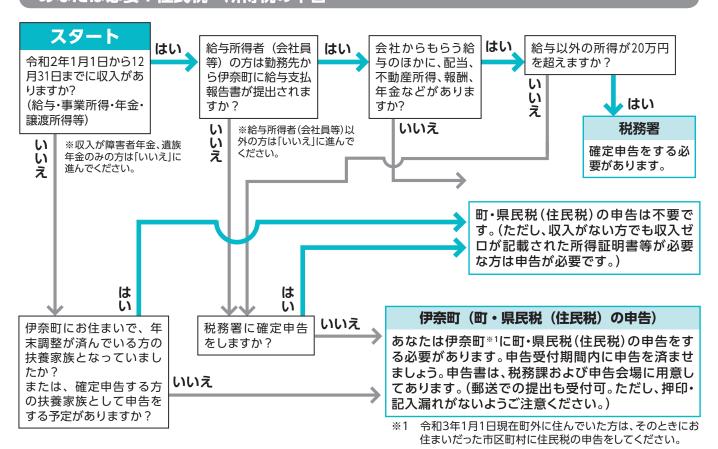
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コー ナー」は、画面の案内に従って金額等を入力するだけ で、自動計算で確定申告書を作成できます。作成した 申告書は、印刷して郵送等で税務署に提出したり、電 子申請(e-Tax)によりそのまま送信(事前準備が必 要) できますので、ぜひご利用ください。

問 ヘルプデスク 60570-01-5901

青色申告書納税相談会

- 納税相談会(確定申告)
- 3月4日休・5日金9時30分~12時、 13時30分~15時30分
- 踼 商丁会館
- 問 伊奈町商工会 722-3751

あなたは必要?住民税・所得税の申告



申告はお早めに!



•県民税(住民税)、所得税

町・県民税(住民税)の申告

問 税務課例2152

保育所入所、年金、公営住宅入居や事業資金等の申請などの各種証明の基礎資料となりますので、 必要な方は忘れずに申告をしてください。

受付日程(受付時間9時~15時30分、土日祝日除く)

住民税の申告を、町内各地で下記日程のとおり受け付けます。指定された日に申告をしていただくようお願いします。 また、指定された日に都合がつかない方も、申告受付期間内(土日祝日除く)に申告をしてください。

- ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため入場制限を行いますので、長時間お待たせする場合があります。また、会 場が変更となる場合もありますので、ご了承ください。
- ※混雑を防ぐため、電子(e-Tax)や郵送での確定申告をぜひご検討ください。

期日	会場	対象者・対象地区
2/15 (月)	役場3階第1会議室	中央1・2丁目
2/16 (火)		中央3・4・5丁目
2/17(水)		小室 6001 ~ 7000、本町 1 ・ 2 丁目
2/18休		小室 4001 ~ 5000、小室 7001 ~ 9000
2/19 金		小室 5001 ~ 6000
2/22 (月)		小室 10001 ~、本町 3 丁目
2/24 (水)		小室 9001 ~ 10000、寿4・5丁目
2/25(木)	ゆめくる2階会議室	小室 1 ~ 3000
2/26 金		小室 3001 ~ 4000、栄全地区
3/1 (月)		大針、学園全地区
3/2 (火)	パブリックルーム	小針新宿、寿1丁目、西小針全地区
3/3(水)		羽貫、小針内宿、寿2・3丁目、内宿台全地区
3/4(木)~ 3/15(月)	役場3階第3会議室	上記指定日に申告できなかった方

お願い

- ・駐車場には限りがあります。
- マスクを必ず着用し、でき る限り少人数で来場してく ださい。
- ・入場の際に検温を行います。 37.5度以上の場合は入場を ご遠慮いただきます。



申告する必要がある方

令和3年1月1日現在、町内にお住まい(住民登録の有無を問わず実際に町内に居住している方)で、令 和2年中に所得があり、次のいずれかに該当する方

- ・給与所得者で、勤務先から役場に給与支払報告書が提出されない方
- ・令和2年中に会社退職などにより、年末調整を受けていない方
- ・公的年金以外の雑所得、一時所得、事業所得等の所得がある方
- ・医療費、雑損、寄附金などの各種控除を受けようとする方
- ※所得がなかった方や療養中であった方でも、税法上の扶養になっていない方は申告をしてください。 ※税の証明書が必要な方は、申告をしてください。
- ※「申告する必要がある方」に該当する場合は必ず申告をしてください。申告書は受付会場に用意してあります。

●申告に必要なもの

①マイナンバー確認書類

個人番号カード、個人番号通知カード、住民票 (マイナンバーの記載があるもの) のいずれ \ か1点

②本人確認書類

次のいずれかをご提示ください。

- ○1点でよいもの▶個人番号カード、運転免許 証、パスポート、障害者手帳等
 - ※個人番号通知カードは本人確認書類として 使用できません。

- ○2点必要なもの▶健康保険証、年金手帳、介 護保険証、社員証、学生証等
- ③給与・年金の源泉徴収票
- ④印鑑(認印可)
- ⑤健康保険、国民年金、生命保険、介護医療保険、 個人年金、地震保険料(旧長期損害保険料を含 む) 等の支払証明書や控除証明書
- ⑥寄附金の受領書・証明書等
- ⑦障がいの程度を証明するものや証明書(障害者 手帳・療育手帳・障害者控除対象者認定書等)
- ⑧その他の収入や支出金額がわかる帳簿・書類等

次のいずれかに該当する方

申告する必要がない方

- 税務署へ確定申告書を提出する方
- ・給与のみの所得で勤務先から役場に給与支払報告書の提出がある方
- ・公的年金収入のみの方で、控除等の追加のない方